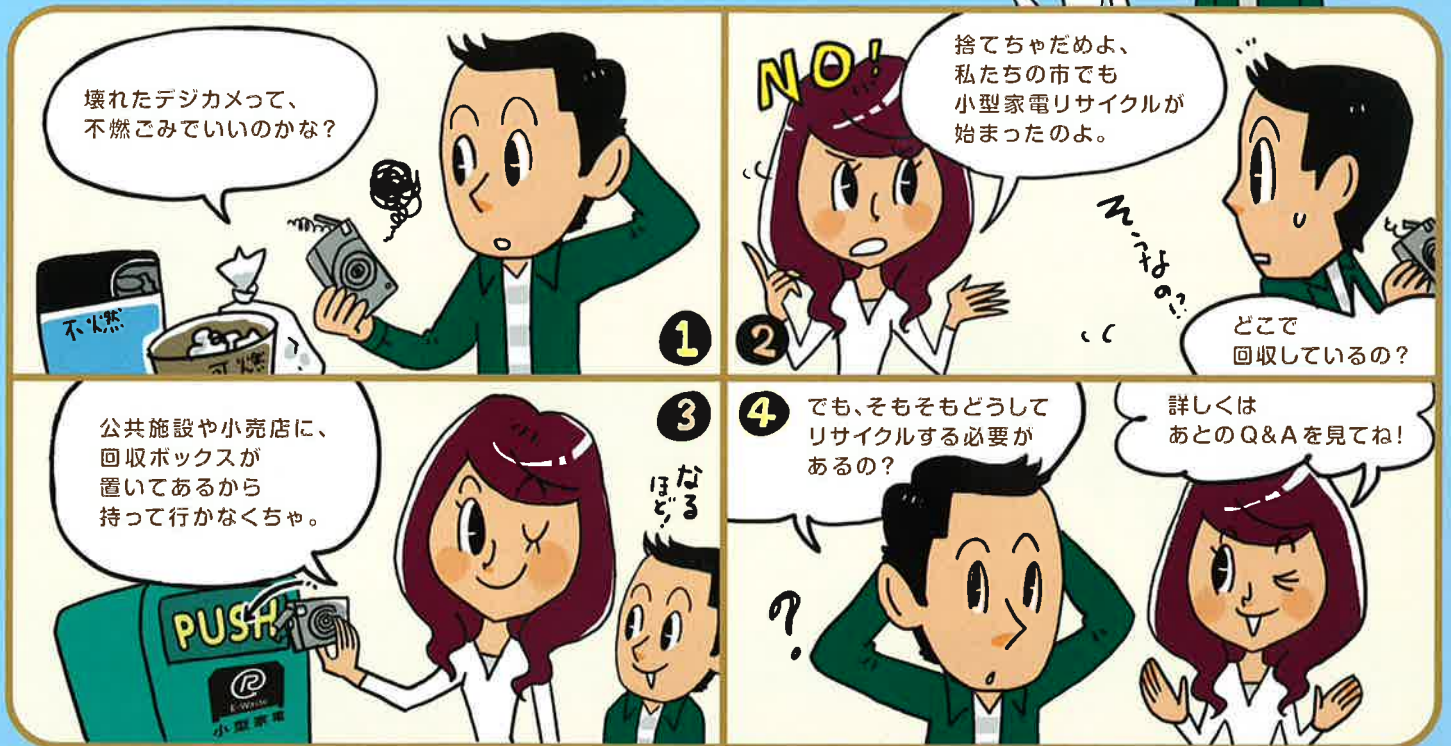


小型家電リサイクル法が 始まりました!

分別回収にご協力ください。

2013年4月から小型家電リサイクル法が始まりました。
市区町村や協力小売店での取り組みがどんどん広がっています。
誰もが取り組めるリサイクル制度なので、ぜひご協力ください。



※回収体制の準備ができた市区町村から順次回収を開始します。
回収方法や回収開始時期はお住まいの市区町村にお尋ねください。

Q1 小型家電リサイクル法の対象は?

A ご家庭の電気や電池で動く製品が広く対象となります。

たとえば…



パソコン



携帯電話



デジタルカメラ



デジタルオーディオプレーヤー



電子辞書



ゲーム機



電源アダプタ



電気カミソリ

など

この他にも、幅広い製品が小型家電に含まれます。
市区町村によって回収する品目が異なりますので、詳しくはお住まいの市区町村にお尋ねください。

Q2 なぜ小型家電を集めてリサイクルするの？

A 小型家電に含まれている貴重な資源を大切に使い、私たちの環境を守るためです。

小型家電には、鉄、アルミ、金、銀、銅、レアメタルといった有用な金属が含まれています。日本で1年間に使用済みとなる小型家電は**65万トン**にもなります。そのうち有用な金属は28万トンで、金額にすると**844億円分**にもなります。一方で、小型家電は鉛などの有害な物質を含むものもあるため、適正な処理が必要です。しかし現在は、鉄などの一部の金属を除いて、その大半が廃棄物の埋立地に処分されています。また、違法な廃棄物回収業者を通じて国内外で不適正な処分が行われているものもあります。

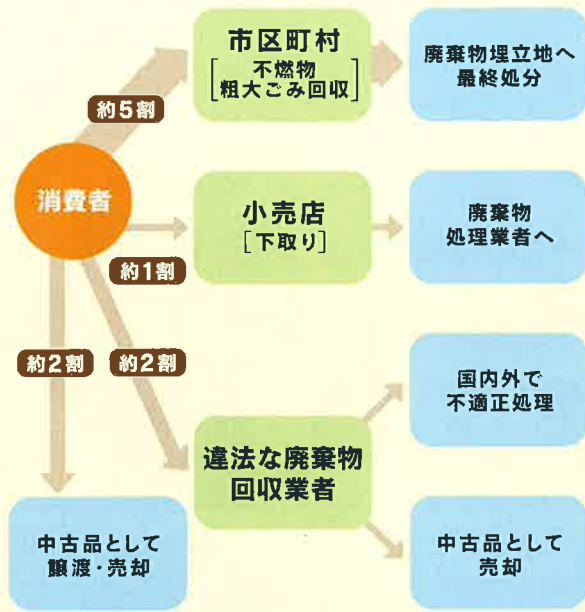


有用金属が含まれている電子基板



使用済みになった携帯電話

排出された小型家電の流れ(法律施行前)



Q3 小型家電ってどのように回収されるの？

A お住まいの市区町村ごとに、以下のような方法で回収します。

ボックス回収



公共施設やスーパー、家電小売店などに専用の回収ボックスを設置し、回収します。

自治体によって、回収方法や対象品目は異なります。協力小売店で回収している場合もあるので、詳しくはお住まいの市区町村にお尋ねください。

ピックアップ回収



粗大ごみや不燃ごみと一緒に回収し、ごみ処理施設で自治体の職員が小型家電を取り出します。

ステーション回収



ごみ回収の区分に、新たに「小型家電」を設けます。

いろいろな回収方法があるんだね！



Q4 個人情報盗まれないか心配…。 どんな対策をしているの？



A 適正な管理の下で、回収・リサイクルが行われます。

市区町村、国の認定を受けた「認定事業者」は、回収からリサイクルされるまで、盗難対策を講じるなどしっかりと管理します。なお、携帯電話・PHSは専売店においても回収しています。また、パソコンはメーカーにおいても回収しています。



Q5 回収された小型家電はどうなるの？

A きちんと処理され資源となります。

適正なりサイクルを実施する者として国の認定を受けた認定事業者などが回収された小型家電を分解・破砕し、金属の種類やプラスチックごとに選別し、金属製錬事業者が金属資源として再生します。この過程で有害物質もしっかり処理します。



Q6 オフィスで使っている携帯電話や パソコンなども対象になるの？



A ご家庭の場合と同様に、小型家電リサイクル法の対象です。

企業の事業活動で使用していた携帯電話やパソコンなども小型家電リサイクル法の対象ですが、回収方法はご家庭の場合と異なり、企業が責任を持って認定事業者などに引き渡す必要があります。

Q7 どうして廃棄物を出す時に「無許可」の回収業者を利用してはいけないの？

A 法を守った適正な処理が確認できないからです。

無許可業者によって回収された廃家電が、不法投棄や不適正処理された事例が報告されています。ご家庭の廃棄物の処分方法についてご不明な点は、まずお住まいの市区町村にお尋ねください。



街中を大音量で巡回



空き地で回収



チラシを配布



インターネットで広告



! 無許可の回収業者にはこのような例があります。

※ご家庭から廃家電などの廃棄物を回収するには、市区町村の「一般廃棄物処理業」の許可や委託が必要です。「産業廃棄物処理業」の許可、「古物商」の許可では、ご家庭の廃棄物を回収することはできません。

このマークは、小型家電を回収している目印です！



小型家電

このマークは、国の認定を受けたリサイクル事業者又は、小型家電リサイクルに取り組む市区町村しか使用できません。

お住まいの市区町村や協力小売店の分別回収にご協力ください。

小型家電リサイクル

検索

ルールを守ってリサイクルしよう！

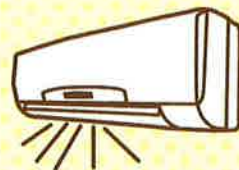
Q8 家電4品目のリサイクル方法も変わるの？

A これまでと変わりません。

テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目は、これまでどおり「家電リサイクル法」の対象です。回収方法は、小型家電と異なります。詳しく知りたい方は、お住まいの市区町村や家電小売店にお尋ねください。



テレビ



エアコン



冷蔵庫・冷凍庫



洗濯機・衣類乾燥機

※リサイクル料金と収集運搬料金が必要です。

